

## 2. 各課からのお知らせ

合併に伴う制度の変更など、皆さんの暮らしに特に関わりの深い事項についてお知らせします。

なお、合併後は、「広報とよかわ」、豊川市ホームページ (<http://www.city.toyokawa.lg.jp/>) などで随時お知らせします。

### ■住民票や戸籍などについて

#### ■住民票・戸籍などの手続き場所

手続きは小坂井支所以外にも、豊川市役所などで行なうことができます（右表参照）。

住民票の写しなどの各種証明書の手数料は今までと変わりありません（印鑑登録手数料（再交付）は無料となります。）。

閉庁時は、出生・死亡等の戸籍の届出は、豊川市役所及びプリオ窓口センターで受け取りだけになります。

#### ■印鑑登録証

小坂井町で発行された印鑑登録証は、合併後も平成23年2月28日まではそのまま使用できますが、その間に新規登録が必要です。

新規登録には、登録する印鑑、旧印鑑登録証、身分を証明する書類（運転免許証、健康保険証等）をお持ちください。

#### ■外国人登録証

外国人登録に関する手続きは、豊川市役所で一括して行います。

なお、外国人登録原票記載事項証明書の発行については、豊川市役所、支所及びプリオ窓口センターで行います。

外国人登録証明書（カード）の居住地（住所）は、ご来庁の際に書き換えをしますので、平成22年2月1日以降に、豊川市役所（市民課外国人登録窓口）にカードを持ってお越しください。なお、同一世帯のご家族のカードも同時に手続きができますのでいっしょにお持ちください。

#### ■住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳カードの発行は豊川市役所で一括して行いますので、小坂井支所では発行できなくなり、1枚手数料500円が必要となります。広域交付の住民票の発行は、豊川市役所及び支所で行います。

なお、合併前の小坂井町の住民基本台帳カードをお持ちの方は、合併後、豊川市役所または支所にお越しの際に、住所変更の手続きができます。

#### 豊川市役所以外の窓口のご案内

以下の窓口でも各種証明書の交付を行っていますので、ご利用ください。ただし、郵便局では本人が直接請求するものだけ受け付けていますので、本人を証明できる書類をお持ちのうえ、お出かけください。

	支所	プリオ窓口センター	郵便局
窓口	一宮総合支所 音羽支所 御津支所 小坂井支所	プリオ窓口センター	駅前郵便局 三蔵子郵便局 南大通郵便局 御油郵便局 市田郵便局 桜町郵便局
利用日	月曜日～金曜日 (祝日と年末年始は除く。)	毎日 (毎月中ごろの水曜日と年末年始は除く。)	月曜日～金曜日 (祝日と年末年始は除く。)
利用時間	午前8時30分～ 午後5時15分	午前10時～ 午後7時	午前9時～ 午後4時

業務内容	支所	プリオ窓口センター	郵便局
住民票の写しの交付	○	○	○
住民票の記載事項証明書	○	○	×
公的年金などの現況証明書	○	○	×
印鑑登録証明書の交付	○	○	○
戸籍・除籍の謄本・抄本	○	○	○
住民異動届（注1）	○	○	×
戸籍に関する届け出（注2）	○	○	×

（注1）受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までです。土・日曜日、祝日の受け付けはできません。

（注2）平日の午前8時30分から午後5時15分以外の時間は、受け取りだけになります。



## ■税金について

### 税率

個人市民税、法人市民税、軽自動車税の税率は、合併により変わることはありません。

【お問い合わせ先】 豊川市役所 総務部 市民税課 ☎89-2129

固定資産税、都市計画税の税率は、合併により変わることは 없습니다。

【お問い合わせ先】 豊川市役所 総務部 資産税課 ☎89-2130

### 納期等

普通徴収にかかる個人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納期については、両市町で差異がありますが、平成 22 年度からは豊川市と同じになります。

#### ●個人市民税

平成 21 年度	
第 1 期	6 月 1 日～6 月 30 日
第 2 期	8 月 1 日～8 月 31 日
第 3 期	10 月 1 日～11 月 2 日
第 4 期	1 月 1 日～2 月 1 日



平成 22 年度	
6 月 15 日～6 月 30 日	
9 月 15 日～9 月 30 日	
12 月 15 日～12 月 28 日	
2 月 15 日～2 月 28 日	

#### ●軽自動車税

平成 21 年度	
全期分	5 月 1 日～6 月 1 日



平成 22 年度	
5 月 15 日～5 月 31 日	

【お問い合わせ先】 豊川市役所 総務部 市民税課 ☎89-2129

#### ●固定資産税・都市計画税

平成 21 年度	
第 1 期	5 月 1 日～6 月 1 日
第 2 期	7 月 1 日～7 月 31 日
第 3 期	12 月 1 日～12 月 28 日
第 4 期	2 月 1 日～3 月 1 日



平成 22 年度	
5 月 15 日～5 月 31 日	
7 月 15 日～8 月 2 日	
10 月 15 日～11 月 1 日	
1 月 15 日～1 月 31 日	

#### ※固定資産税の閲覧制度等

豊川市役所資産税課において、固定資産税の課税台帳の閲覧等ができます。

なお、閲覧時に本人確認ができる書類（運転免許証等）が必要です（本人、同居の親族以外の方が閲覧される場合は同意書が必要です。）。

また、縦覧期間中（4 月 1 日～5 月 31 日、閉庁時は除く。）の閲覧手数料は無料となります。

【お問い合わせ先】 豊川市役所 総務部 資産税課 ☎89-2130

## ■税金等の納付

### (1) 窓口による納付

市税等の公金は、下記の金融機関等でお納めください。小坂井町で発行済の納付書については、合併後も引き続き使用できます。

豊川信用金庫・三菱東京 UFJ 銀行・ひまわり農協・豊橋商工信用組合・名古屋銀行・蒲郡信用金庫・  
豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・東海労働金庫・三河信用金庫・豊川市役所・一宮総合支所・音羽支所・御津支所・  
小坂井支所・プリオ窓口センター・ゆうちょ銀行（郵便局）・市指定コンビニエンスストア

\*ゆうちょ銀行（郵便局）、コンビニ及びプリオ窓口センターでは、納期の過ぎたものや金額を訂正したもの  
は納付できません。

\*ゆうちょ銀行（郵便局）は、愛知、岐阜、三重、静岡県内に限ります。

\*コンビニでは1枚の納付書の金額が30万円を越えているものは納付できません。

市税等を平日に納付することが困難な場合は、土・日曜日、祝日（ただし、年末年始を除く。）でも納付する  
ことができます。

取扱場所	利用可能日時	お問い合わせ先
豊川信用金庫本店 「休日相談プラザ」	土・日曜、祝日 午前10時から午後5時まで (※12月31日、1月1日、2日及び3日 を除く。)	豊川市末広通3丁目34番地の1 ☎89-2976
プリオ窓口センター	毎日 午前10時から午後7時まで (※毎月中ごろの水曜日と年末年始を除く。)	豊川市諏訪3の133 プリオビル5階 ☎89-9191

【お問い合わせ先】 豊川市役所 総務部 市民税課 ☎89-2129

### (2) 口座振替による納付

すでに口座振替をご利用の方は、現在の内容で豊川市に引き継がれることになります。合併による新たな手続きは必要ありません。

ただし、豊川市、小坂井町において同一人が各市町に課税されている固定資産税があり、その取引口座がそれぞれ異なる場合、または現金納付と口座振替で支払い方法が異なる場合は、資産税課までご連絡ください。

金融機関名、口座名義人、預金種類などを変更される方や新たに口座振替を利用される方は、直接、金融機関で手続きを行ってください。

【お問い合わせ先】 豊川市役所 総務部 資産税課 ☎89-2130



## ■国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険などについて

### ■国民健康保険被保険者証（保険証）等

新しい被保険者証等は平成22年1月中旬に郵送します。2月1日以降に医療機関で受診される場合は、新しい被保険者証等を必ず提示してください。小坂井町で発行された被保険者証等は、2月1日以降は使用できませんので、2月1日になりましたら、小坂井支所または豊川市役所に返却してください。

### ■国民健康保険料

これまでの保険税が保険料となり、保険料と納期は平成22年度から豊川市と同じになります。

直接納付世帯に対しては、4月の仮決定納入通知書に第1期分と第2期分の納付書を、8月の年間保険料確定の納入通知書に第3期分から第8期分の納付書をお送りいたします。保険料に変更が生じたときは、金額が変更になった期別以後の納付書を、改めてお送りいたします。

#### 納期

平成21年度	
第1期	4月1日～4月30日
第2期	6月1日～6月30日
第3期	8月1日～8月31日
第4期	10月1日～10月31日
第5期	12月1日～12月28日
第6期	2月1日～2月28日



平成22年度	
第1期	4月15日～4月30日
第2期	6月15日～6月30日
第3期	8月16日～8月31日
第4期	9月15日～9月30日
第5期	10月15日～11月1日
第6期	12月15日～12月28日
第7期	1月17日～1月31日
第8期	2月15日～2月28日

※国保料（税）の納付については、前記「税金等の納付」をご参照ください。



### ■健康診査

#### ●特定健康診査

40歳～74歳の国民健康保険被保険者を対象にした特定健康診査を実施します。生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の状態、または予備群をみつける健康診査です。対象となる方には受診券をお送りします。詳しくは「広報とよかわ」でお知らせします。

#### ●脳ドック

40歳以上の国民健康保険被保険者を対象にした脳ドックを実施します。受診を希望される方は、はがき又は豊川市役所、各支所、プリオ窓口センターで申し込みいただきます。詳しくは「広報とよかわ」でお知らせします。

### ■保健指導

#### ●特定保健指導

特定健康診査の結果で、メタボリックシンドロームの状態または予備群に該当する方に、特定保健指導として生活習慣改善のための支援をします。メタボリックシンドロームの状態または予備群に該当する方には利用券をお送りします。

### ■結核医療附加金

平成22年2月1日診療分から、感染症の予防及び感染症の患者に関する法律第37条又は第37条の2に係る患者自己負担額に相当する額を結核医療附加金として給付しますので、保険診療に係る医療機関での一部負担金がなくなります。

手続きは必要ありませんが、受診時には新しい被保険者証を提示してください。

## ■後期高齢者医療被保険者証（保険証）、限度額適用・標準負担額減額認定証等

新しい被保険者証等は平成22年1月下旬に郵送します。2月1日以降に医療機関で受診される場合は、新しい被保険者証等を必ず提示してください。

小坂井町で発行された被保険者証は、2月1日以降は使用できませんので、小坂井支所または豊川市役所に返却してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証等（資格をお持ちの方のみ）につきましては、2月上旬に郵送いたしますので、到着しだい医療機関の窓口へ提示してください。



## ■後期高齢者医療保険料

保険料の計算方法と納期について変更はありません。

ただし、保険料の納付方法が特別徴収（年金天引き）であった方につきましては、合併に伴い一旦年金天引きが中止となってしまい、普通徴収（納付書や口座振替による納付）へと変更になります。

これまで後期高齢者医療保険料について、口座振替の手続きをされていない方につきましては、口座からの引き落としによる納付はできませんので改めて口座振替の手続きを行っていただくようお願いいたします。

口座振替の手続きをされなかった場合につきましては、納付書による納付へと変更になります。

※以前国民健康保険料を口座振替で納付されていた方であっても、改めて後期高齢者医療保険料について口座振替の手続きを行っていただきませんと口座からの引き落としはできないのでご注意下さい。

## ■後期高齢者医療健康診査

定期的にご自身の健康をチェックしていただくため、後期高齢者医療被保険者を対象にした健康診査を実施します。対象となる方には受診券をお送りします。

健診時期の混雑を避けるため、受診券は誕生月をもとに年3回に分けてお送りします。詳しくは「広報とよかわ」でお知らせします。

**【お問い合わせ先】 小坂井支所／豊川市役所 健康福祉部 保険年金課 ☎89-2135・89-2118・89-2164**

## ■介護保険被保険者証（保険証）等

新しい被保険者証等は平成22年1月下旬に郵送します。2月1日以降は、新しい被保険者証等を必ずサービス事業者等に提示してください。小坂井町で発行された被保険者証等は、2月1日以降は使用できませんので、2月1日になりましたら、同封の返信用封筒で返却してください。

## ■介護保険申請

要介護認定など介護保険に関する申請や相談は、小坂井支所でも受け付けます。

## ■介護保険料

納期は合併時に豊川市の制度に統一し、保険料は平成22年度から豊川市の基準額に統一します。

**【お問い合わせ先】 小坂井支所／豊川市役所 健康福祉部 介護高齢課 ☎89-2173**

## ■地域包括支援センター

平成22年2月1日から名称の変更がありますが、小坂井支所内で要支援1,2の方のケアプラン作成や総合相談等の業務を行います。

**【お問い合わせ先】 小坂井支所／豊川市役所 健康福祉部 介護高齢課 ☎89-2173  
豊川市ほい南地域包括支援センター ☎78-6121**



## ■医療・福祉について

### ■各種医療費受給者証（福祉医療関係）

小坂井町で発行された「子ども医療費」「障害者医療費」「母子家庭等医療費」「精神障害者医療費」「後期高齢者福祉医療費」の受給者証は、平成22年2月1日からは使用できません。

2月1日からご利用いただく新受給者証を平成22年1月下旬に郵送しますので、小坂井町で発行された受給者証は、2月1日になりましたら、小坂井支所または豊川市役所に返却してください。

### ■精神障害者医療費助成

精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者で小坂井町に1年以上居住している方は、医療保険自己負担分の2分の1の助成を2月1日以降の診療分から受けることができます。

申請には、精神障害者保健福祉手帳、健康保険証、領収書、預金通帳、認印及び支給決定通知書（高額療養費等の支給がある場合）が必要です。

### ■先天性代謝異常者に対する食事療養費に係る助成

愛知県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要領に基づき医療券を交付された先天性代謝異常者を扶養している方は、治療に必要な食事療養費のうち研究事業の助成対象外の経費の2分の1の助成を2月分から受けることができます。

申請には、小児慢性特定疾患医療券、領収書、預金通帳及び認印が必要です。

【お問い合わせ先】 小坂井支所／豊川市役所健康福祉部 保険年金課 ☎89-2164

### ■障害者手当

合併後も引き続き支給されます。

### ■コミュニケーション支援事業

聴覚障害及び音声又は言語機能障害をお持ちの方に、市役所や病院等において会話を円滑に行うことができるよう手話奉仕員又は要約筆記奉仕員の派遣を行います。利用期日の7日前までに豊川市役所福祉課障害支援係にFAX(89-2137)で派遣の申込みをしてください。

### ■タクシー料金利用助成券

自動車税、軽自動車税の減免措置を受けていない下記のいずれかの方が、タクシーを利用する場合に初乗料金を助成する助成券をお渡しします。年間で最大20枚をお渡ししますが、平成21年度は1月31日までに小坂井町で助成券を受け取っていない方に限り2枚お渡しします。

※身体障害者手帳1,2級の方及び体幹、下肢、視覚の障害が3級の方

※療育手帳A、B判定の方

※精神障害者保健福祉手帳1,2級の方

### ■2月1日から新たに受けられる障害者福祉サービス

#### (1) 在日外国人障害者福祉手当

公的年金の給付を受けることができない外国人障害者に月額2万円を支給します。

#### (2) ガイドヘルパー派遣事業

視覚障害者団体等が事業等に参加する時にガイドヘルパーを派遣します。

#### (3) 訪問入浴サービス事業

在宅の重度身体障害者に対し、自宅に移動入浴車を派遣し、入浴サービス（有料）を提供します。

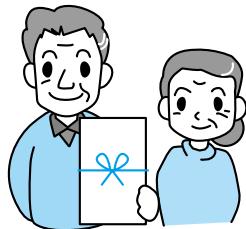
#### (4) 障害者歯科健診事業

市内の障害者施設利用者及び市内在住の障害者を対象に、歯科健診及び予防指導等を実施します。

【お問い合わせ先】 小坂井支所／豊川市役所 健康福祉部 福祉課 ☎89-2131

#### ■敬老金

敬老金の支給は、満80歳（年額5千円）、数え88歳（年額1万円）、満100歳以上（年額3万円）の支給となります。



#### ■訪問理美容サービス事業

介護保険の認定で要介護3以上にあたる方のうち、在宅で介護を受けている方及び特別障害者手当受給者に、年間3枚（1枚4千円相当）の訪問理美容サービス券を支給します（ただし、平成21年度は1枚の支給となります。）。申請の必要はありません。

#### ■介護用品支給事業

介護保険の認定で要介護3以上にあたる方のうち、在宅で介護を受けている方に年間3万円の介護用品券を支給します（ただし、平成21年度は最大5千円の支給となります。）。申請の必要はありません。

また、要介護4以上にあたる方を在宅で介護している家族の方で、市民税非課税世帯の方には年間4万5千円の介護用品券を上乗せて支給します（ただし、平成21年度は最大7千5百円の支給となります。）。ただし、上乗せ分支給対象世帯の方は、申請が必要で、2月1日から申請の受付をします。

#### ■在宅ねたきり老人等介護者手当

2月1日以降は、支給しません。



#### ■在日外国人高齢者福祉手当

公的年金の給付を受けることができない外国人高齢者に月額1万円を支給します（所得制限があります。）。

#### ■2月1日から新たに受けられる高齢者福祉サービス

##### ひとり暮らし高齢者ガス安全対策事業

プロパンガス及び都市ガスを使用している65歳以上のひとり暮らしの方に対して、ガス漏れを自動的に遮断する機器を設置します。

【お問い合わせ先】 小坂井支所／豊川市役所 健康福祉部 介護高齢課 ☎89-2173